

<p>○ 岡山県庁用自動車管理規程の一部改正 【訓 令】 (県例規集登載)</p>	<p>目 次</p>	<p>岡 山 県 公 報</p>
<p>用度課</p>	<p>担当課 (室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
		<p>目 次</p>
		<p>担当課 (室)</p>



◎岡山県訓令第二号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県庁用自動車管理規程（昭和五十年岡山県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四条第一項中「が使用する」を「を使用する」に改める。

第八条第一項中「に規定する」を「の」に改め、「（第十条において「運転職員」という。）」を削り、同項第一号中「運転できる免許」を「運転免許」に改め、同条に次の二項を加える。

3 所属長は、必要があると認めるときは、派遣職員（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項の職員をいう。次項において同じ。）を第十条の二の運転者台帳に登録し、庁用自動車を運転させることができる。

4 所属長は、前項の規定により派遣職員に庁用自動車を運転させる場合には、あらかじめ庁用自動車の使用を認める用務の範囲を定め、当該派遣職員に徹底した上で当該用務に限り庁用自動車の使用を認めるものとする。

第九条中「の登録」を「又は第三項の規定による登録」に改める。

第十条第一項中「運転職員が第八条第一項各号」を「第八条第一項の規定により運転者台帳に登録した者が同項各号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「運転職員」を「所属長は、第八条第一項又は第三項の規定により運転者台帳に登録した者」に改め、「所属長は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所属長は、第八条第三項の規定により運転者台帳に登録した者が前条各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消さなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。